

## ドイツ連邦共和国における 司法取引制度の実情調査報告

千葉県弁護士会会員  
南川 学  
*Nankawa,Manabu*

### 1 調査の目的

日弁連の調査団（日弁連刑事弁護センター委員など会員10名、研究者2名）は、2015年6月27日から7月4日まで、ドイツ連邦共和国バイエルン州のアウクスブルク及びミュンヘンを訪問し、今般の刑訴法改正で導入予定の司法取引制度について、その同地における実情の調査を行った。日本とドイツとでは前提となる刑事司法制度が異なるが、司法取引制度の運用の実績のあるドイツでの実情を調査することで、今後の日本における司法取引制度下での刑事弁護の実践等の議論の参考とするためである。

### 2 判決合意手続制度について

ドイツの刑事司法の特徴としては、起訴法定主義や職権主義の採用、実体的真実主義や責任主義の重視が挙げられる。

そのドイツの刑事訴訟において、古くから裁判所、検察官及び弁護人（被告人）との間で手続の進行及び結論について協議し、そこで形成された合意に基づいて判決するという実務慣行が行われていた。典型的には、被告人側が自白を提供し、その見返りとして減刑を受ける、という形である。この実務慣行への評価を巡って、ドイツでは長年にわたって議論があった。2005年に連邦通常裁判所大刑事部が従来の実務を基本的に支持しつつ立法化を要請したことから、2009年に判決合意手続制度として法制化された。それがドイツ刑事訴訟法257c条であり、裁判所が主導しながら、被告人が自白を提供する見返りとして提示された範囲内での量刑がなされることに手続関係人が合意して判決がなされる制度である。これは、司法取引のうち法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会で議論されたが取りまとめからは除外された「自己負罪型」に該当するものである。

ドイツの裁判官、検察官及び弁護士の実務家から実情を聴取したところによれば、判決合意

手続制度は公判で裁判所が受け入れなければ法的拘束力を有しないが、捜査段階から弁護人と検察官との間で合意のための協議が行われている。比較的軽微な事件では弁護人から合意を持ちかけることが多いが、重大な事件や大規模な事件となると検察官から持ちかけることが多い。また警察官は協議の相手方とならないが、取調べにおいて被疑者に対して合意に応じると刑が軽くなることを示唆しながら自白を勧めることは常態化している。自白事件でも否認事件でも判決合意手続制度が用いられており、否認事件で利用されることが多い。この判決合意手続制度を用いることで、被告人にとって量刑が軽くなること及び量刑の予測可能性が確保できることがメリットである。裁判での立証が省力化され公判手続の短縮化を図ることができることもメリットとされている。

弁護実践については、判決合意制度を利用するにあたって、弁護人は、被疑者・被告人に対して、証拠関係を検討した上で、合意に応じた場合と応じない場合の帰結、否認を続けた場合の無罪の可能性などの情報を提供し、被疑者・被告人の意思を尊重して判決合意手続制度の利用の可否を決める。量刑の予測はおおむね3分の1程度減刑されることが目安となっているという。

調査団として自己負罪型の司法取引では無実の者でも虚偽の自白をしてしまう危険があるのではないか問題意識を有していたが、ドイツの実務家は仮に無罪の者が合意に応じて自白してしまったとしても、裁判所が慎重に自白の信用性を吟味するから、自白以外の証拠が希薄であれば無罪となると述べており、職権主義下での裁判官に対する厚い信頼が基盤にあって運用されていると感じた。

### 3 王冠証人制度について

王冠証人制度とは、自身の関与した他人の犯

罪の解明に協力した場合に刑を減輕または免除することができるものである。ドイツ刑法46b条や麻薬法31条に根拠規定が存在する。テロや組織犯罪、大規模な経済事犯等の外部から判明しがたい事件の事実を解明し、当該事件での証明の困難さを解消することに制度趣旨がある。その見返りとして協力した者に任意的ではあるが刑の減免または免除が行われる。これは、まさに捜査協力型の司法取引に関するもので、日本で導入が予定されている協議合意制度に類似するものである。

ドイツでは、王冠証人制度が1982年に薬物犯罪に対して導入され、1989年に一般犯罪にも規定されたが時限立法であって1999年に期待されたほどの成果がなかったために一般犯罪に対する王冠証人制度が廃止された。しかし、2009年に「大王冠証人制度」として刑法に再導入された。対象となる事件は、軽微な犯罪を除く多くの犯罪が対象となっている。

ドイツの裁判官、検察官及び弁護士の実務家から実情を聴取したところによれば、この王冠証人制度の規定はほとんど活用されていないとのことであった。その理由は、裁判所として、大規模・複雑な事案において王冠証人となる被告人の供述が真相解明に寄与したかどうか判断するのが難しいことや、供述の裏付けがなければ真相解明に寄与したと判断できないが、裏付けとなる客観証拠があればそもそも王冠証人が不要であるといった説明があった。利用する被告人としても、刑の任意的減免とされて恩典が明確に与えられるかどうか不明である上に、他の犯罪にも関与していたことが自分の裁判に跳ね返りかえって不利益となってしまうことがあり、捜査協力がしづらい点がある。

王冠証人制度が用いられた事案では、王冠証人の証言の信用性を厳しく吟味しており、客観的証拠との整合性のほか、自白に至った経緯、自白の任意性の確保の程度、捜査官の働きかけの有無などによってその証言の信用性を判断するという。

調査団として捜査協力型の司法取引制度が導入されることで、引っ張り込みの危険が顕在化し、えん罪が発生しうるのではないかと考えて

いたが、ドイツにおいて現時点では、王冠証人制度が原因で発生したえん罪事件について散見されず、王冠証人制度に関する弁護人の弁護活動が問題となった事例も議論となっていないとのことであった。意見交換のなかで、ドイツのある実務家から「日本はどうして捜査協力型の司法取引を導入しようとしているのか。」と疑問を呈していたことが印象的だった。

#### 4 取調べの録音録画について

判決合意手続制度ないし王冠証人制度では、供述者の供述経過がその信用性を判断するにあたって重要なところ、ドイツにおいても警察官による長時間の取調べや自白への働きかけが行われているところであり、取調べ状況を録音録画することで可視化すべきであるとの議論が、ドイツの学者や実務家の一部で行われている。なお、ドイツ刑事訴訟法では、検察官の取調べに対する弁護人の立会いが規定されており、警察官の取調べにも弁護人の立会いが認められる運用となっている。

しかし、現時点で残念ながら具体的な公式の提案や法律案は存在せず、今後直ちにドイツで取調べの録音録画が実現しそうな情勢ではないとのことであった。

#### 5 まとめ

以上のように、ドイツでは自己負罪型の司法取引に肯定的な評価が与えられている一方、捜査協力型の司法取引はほとんど活用されておらず制度に消極的な態度であった。捜査協力型の司法取引の下でえん罪を防止するためには、職権主義により一件記録を読んで法廷に臨んでいるドイツの裁判官の判断に対する信頼が厚いことからすれば、全面証拠開示の重要性を感じるとともに、弁護人には的確に不利な証言を弾劾する尋問技術が必要であると思ったところである。

今後、ドイツ刑事司法の観察結果は報告書として取りまとめる予定であるが、この調査結果が日本に導入予定の司法取引制度下での弁護実践や司法取引制度自体の在り方に関する議論の素材となれば幸いである。

（日弁連刑事弁護センター幹事）